

令 和 7 年

舞鶴市議会 12 月 定例會議案

第 99 号議案～第 101 号議案(追加)

令和 7 年 12 月 24 日 提出

### 提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲載頁
第 99 号 議 案	公平委員会委員の選任について	1
第 100 号 議 案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3
第 101 号 議 案	人権擁護委員候補者の推薦について	5

第 99 号議案

公平委員会委員の選任について

下記の者を舞鶴市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

足 立 清 治

令和 7 年 12 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

公平委員会委員を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により提案する。

## 参 考

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 抜 粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

- 第 9 条の 2 人事委員会又は公平委員会は、3 人の委員をもつて組織する。
- 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。
- 3 第 16 条第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号のいずれかに該当する者又は第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者は、委員となることができない。
- 4 委員の選任については、そのうちの 2 人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

(第 5 項から第 8 項まで 略)

- 9 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員(第 7 条第 4 項の規定により公平委員会の事務の処理の委託を受けた地方公共団体の人事委員会の委員については、他の地方公共団体に公平委員会の事務の処理を委託した地方公共団体の地方公務員を含む。)の職(執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。)を兼ねることができない。
- 10 委員の任期は、4 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 11 人事委員会の委員は、常勤又は非常勤とし、公平委員会の委員は、非常勤とする。

(第 12 項 略)

第 100 号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を舞鶴市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

記

小 酒 由美子

阪 本 清一郎

令和 7 年 12 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

固定資産評価審査委員会委員を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により提案する。

## 参 考

地方税法(昭和25年法律第226号) 抜 粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため  
に、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定め  
る。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務が  
ある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村  
の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(第4項及び第5項 略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任  
期は、前任者の残任期間とする。

(第7項以下 略)

舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号) 抜 粋

(固定資産評価審査委員会の設置)

第77条 固定資産課税台帳に登録された価格(法第389条第1項、第417条第2項  
又は第743条第1項若しくは第2項の規定によって知事又は総務大臣が決定し、  
又は修正し、市長に通知したものを除く。)に関する不服を審査決定するため、  
舞鶴市固定資産評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(審査委員会の委員の定数)

第78条 審査委員会の委員の定数は、6人とする。

第 101 号議案

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

西 谷 和 子

令和 7 年 12 月 24 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

人権擁護委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により提案する。

## 参 考

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号) 抜 粋

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

- 2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第 16 条第 2 項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第 5 項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。
- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(第 4 項及び第 5 項 略)

- 6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第 7 条第 1 項第 4 号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

(第 7 項以下 略)

(委員の欠格条項)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者

- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 人権擁護委員が、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。